

Title	石橋湛山蔵相の公職追放(一)：占領前期の政治的一断面
Sub Title	The Purge of Finance Minister Ishibashi Tanzan; A Political Aspect in the Early Occupation Period
Author	増田, 弘(Masuda, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1986
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.59, No.9 (1986. 9) ,p.23- 54
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19860928-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

石橋湛山蔵相の公職追放（二）

——占領前期の政治的一断面——

増
田
弘

- 一 問題の所在
- 二 背景——石橋「積極」財政
- 三 第一の契機——石橋の蔵相就任
- 四 第二の契機——戦時補償打切り問題
- 五 第三の契機——終戦処理費問題……………以下10号
- 六 吉田・石橋の確執（Ⅰ）——インフレ問題と石炭増産問題
- 七 吉田・石橋の確執（Ⅱ）——人事問題と連立工作問題
- 八 石橋追放……………以下11号
- 九 石橋追放の影響
- 十 結 論

本稿は『国際政治（日本国際政治学会創立記念特別号）平和と安全——日本の選択』所収の拙稿「公職追放——石橋湛山の場合」を新たに拡大発展させたものである。

一 問題の所在

第一次吉田内閣大蔵大臣石橋湛山⁽¹⁾は一九四七年五月一六日付で公職追放に処せられた。東洋経済新報社⁽²⁾（以下新報社と略）の戦前における言論が公職追放令（SCAPIN-5G⁽³⁾）付属書A号G項⁽⁴⁾三に該当するとの趣旨であった。しかしながら湛山は、戦前戦中、新報社の編集主幹兼社長として、満州事変・日中戦争・日独伊三国軍事同盟・日米戦争に異議を唱え、自由主義の孤塁を守り抜いた硬骨漢として知られた人物であった⁽⁵⁾。しかも日本側の中央公職適否審査委員会⁽⁶⁾（以下審査委員会と略）が湛山を「追放非該当」と認定したにもかかわらず、連合国最高司令官総司令部（SCAP/GHQ、以下GHQと略）の民政局（GS）側は容認せず、異例の再審査を要求し、依然委員会が態度を変更しないと、一方的に「追放該当」と断定して日本政府に湛山追放の指令を発出したのである。いわゆるメモランダム・ケースであった。以上の事実、湛山追放の矛盾を顕現しており、高度の政治的配慮に依拠した公職追放であったことを示唆している。

実際当時より、湛山追放は政治的陰謀であるとの説が公然と流布されてきた。つまり、湛山が蔵相としてGHQの方針や指示に容易に応じないことに対する懲罰的措置であるとの説である⁽⁷⁾。また吉田首相が台頭めざましい湛山を警戒するあまり謀殺したとの説も一部に存在した⁽⁸⁾。いずれも占領期というきわめて異常な政治状況での出来事であったため、噂の域を出るものではなかった。

そもそも公職追放が、湛山の例に限らず、政治的陰謀と結びつくにはそれ相応の根拠があった。元来公職追放とは、ポツダム宣言第六項⁽⁹⁾に則り、「日本を非軍事化する計画の一段階」として構想され、「ある個人が政治的権力の地位に止まることが世界の平和にとって危険である場合、そのような人間を公職から追放するという計画」であった。しかし占領初期に、追放計画は「日本民主化の努力と結びつくことになり、日本における民主主義の成長のため有害とみ

なされる人物をすべて公職から除去する手段」へと変化したのである。⁽¹⁰⁾ かくして公職追放は、日本における政治的指導層を刷新するための占領軍の主要手段となった。実際GHQにおいて追放を担当したGSが、追放を好んで政治的操作に利用したことは疑うまでもない。誰が追放令に該当するかは、形式上、日本政府と審査委員会の決定に委ねられていたが、連合国最高司令官（SCAP）は特定の個人を指定したり、取り消したりする権限を確保していたので、実質上、GSは追放を武器として政治問題に介入可能であったわけである。⁽¹¹⁾

しかも追放実施に際して、①公職追放者、つまり「好ましくない人物」や「日本の民主化にとって有害とみなされる人物」の定義がきわめて難しく、したがって担当者の裁量が追放決定を左右する例が少なくなかったこと、②GHQ内部には「理想」（ポツダム精神を忠実に履行して日本を民主国家に再生する）を求めるニューディーラーと、「現実」（米ソ冷戦に対処して日本を同盟国へと導く）を重視する職業軍人との意見の対立があり、それが追放問題にも微妙に反映し、追放本来の目的（本意）と政治的手段（建前）としての追放との間に振幅があったこと、③追放処分が司法的ではなく行政的に実施されたため、前述のようにGHQ側が日本の内政に関与できたと同様、日本側もGHQという新たな絶対的権力を利用し、追放を自己に有利に適用あるいは運用しようとする悪質かつ陰惨な政争が繰り広げられたこと、⁽¹²⁾ が一層多くの疑念をもたらしこととなった。かくして不可解な追放が決定される例がいくつか生じた。石橋湛山の公職追放はその典型であり、自由党総裁鳩山一郎、片山内閣農相平野力三の場合と同様、「政治的」追放として国内では大きな関心を喚起した。また米国でも石橋追放事件を契機としてGHQの占領行政の行き過ぎが論議されるようになった。

さて論者は米国滞在中、当時のGHQ関係者の証言⁽¹⁵⁾およびGHQ関係の資料⁽¹⁶⁾を入手し、日本側の証言と資料⁽¹⁷⁾とを併せて調査した結果、湛山追放がGHQ側の政治的作為によるものと判定するにいたった。要するにGHQ内のGSおよび経済科学局（ESS）は、湛山を占領行政に逆逆する危険人物と断定し、政治家湛山を言論人湛山に刷りかえて

追放に処したのである。公職追放令には反逆者処罰規定はなく、占領行政が間接統治を建前としたための苦肉の策であった。

ただし湛山追放にいたる過程はかなり複雑であった。湛山追放の契機は三度あった。第一の契機は、湛山が第一次吉田内閣の蔵相として入閣した直後の六月に生じた。極東委員会（FEC）のソ連代表が湛山を含む新閣僚の追放を要求したのであるが、GHQ側はそれに応じなかった。第二の契機は、七月、石橋蔵相が戦時補償打ち切り問題をめぐりESS側と衝突したために生じた。ESS局長マークット（William Marquat）少将とGS局長ホイットニー（Courtney Whitney）准将は湛山追放を望んだが、新憲法制定を目指す最高司令官マッカーサー（Douglas MacArthur）元帥が吉田内閣の主要閣僚の追放に消極的であったため、湛山追放にはいたらなかった。そして第三の契機となった。湛山の終戦処理費に関する削減要求や石炭増産に関するインフレ政策はGHQ側の反発を高めた。とくに湛山が自由党内で急速に政治力を増し、占領軍に対する抵抗勢力の中心となりつつあると映り、ついに強権発動を決意した。一方吉田も、鳩山党人派の中枢となりつつある湛山に警戒心を深め、あえてGHQ側の湛山追放を阻止しようとせず、傍観した。かくして公職追放令に照らして不合理な湛山追放が実施されたのである。

本稿では、湛山が政界に転身する時点から公職追放に処せられるまでの一年余を対象期間とし、『湛山日記 昭和二〇—二二年』（石橋湛山記念財団一九七四年刊）、大蔵省財政史室編（中村隆英解題）『渡辺武日記』（東洋経済新報社一九八三年刊）、トーマス・A・ピッソン著（中村政則・三浦陽一共訳）『ピッソン日本占領回想記』（三省堂一九八三年刊）等の刊行書、また日米両国で得た証言・資料を引用しつつ、従来判然としなかった石橋湛山の公職追放の実態を解明し、占領前期の政治的一断面を明らかにする。そして、近年進展著しい占領史研究の中で例外的に取り残されている公職追放研究の一助とした⁽²⁰⁾。

（1）一八八四（明治一七）年九月日蓮宗僧侶杉田湛誓（のち日布、身延山久遠寺第八一世法主）の長男として東京に生まれる。

翌年山梨県に転居し幼少期を送る。一九〇七（同四〇）年七月早稲田大学文学科（今日の文学部）哲学科を首席で卒業後、一九一（同四四）年一月東洋経済新報社に入社する。一九二四（大正一三）年一月同社第五代主幹、のち社長に就任。戦後政界に転じ、第一次吉田内閣蔵相、鳩山内閣通産相、石橋内閣首相を歴任した。一九七三（昭和四八）年四月没。享年八八歳。

（2）同社は町田忠治（のち政界に転じ、農相・商工相・民政党総裁を歴任）により一八九五（明治二八）年一月に創設された。雑誌『東洋経済新報』（当時月三回の旬刊制、一九一九年一〇月四日号より週刊制）は、イギリスの『エコノミスト（ECONOMIST）』と『スタチスト（THE STATIST）』を模範としたわが国における経済専門誌の草分け的存在である。

（3）公職追放は、正式には、「好ましくない人物の公職からの除去及び排除（Removal and Exclusion of Undesirable Personnel from Public Office）」とよばれる。この公職追放指令の覚書は、一九項目の本文と、追放該当事者の基準を記した附属書A号、調査表の記載内容を記した同B号、調査表記録カードを示した同C号から成っていた。とくに附属書A号は、追放該当事者を、A戦争犯罪人、B陸海職業軍人、C極端な国家主義的団体、暴力主義的団体、又は秘密愛国団体の有力分子、D政翼賛会・翼賛政治会・大日本政治会およびこれらの関係諸団体の重要人物、E日本の膨張政策に関係した金融機関・開発会社の役員、F占領地長官、Gその他の軍国主義者・極端な国家主義者と規定した。日本政府はこの指令に基づき、二月二八日、勅令第一〇九号「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く就職禁止、退官、退職等に関する件」およびその施行令である閣令、内務省令第一号を公布し、公職追放を実施した。その結果一九四八年五月までに、追放者数は、A項三四二二、B項一二万二三三三、C項三三八一、D項三万四三九六、E項四八、F項八九、G項四万六二七六、計二〇万九八四七人に達した。

（4）『日本の侵略計画に関し政府に於て活発且重要な役割を演じたるか又は言論、著作若は行動に依り好戦的国家主義及侵略の活発なる首唱者たることを明らかにしたる一切の者』。

（5）石橋湛山全集編纂委員会編『石橋湛山全集』（以降『全集』と略）第八巻（第十三巻（東洋経済新報社一九七二年刊）、とくに「私の公職追放の資料に供されたと信ずる覚書に対する弁駁」（第十三巻所収）を参照。また清沢冽著『暗黒日記』全三巻（同一九七三年刊）は戦時中の緊迫した状況下、湛山の毅然とした態度を詳細に叙述している。

（6）公職追放令による追放が適当かどうか、また公職資格の適否を審査するために、一九四六年に設けられ、一九五一年まで存続した。幣原内閣は内閣書記官長を中心とする委員会（橋橋委員会）を作ったが、吉田内閣は首相直屬の官制機関として委員会（美濃部機関）へと変革、さらに一九四七年に同機関を一掃し、中央公職適否審査委員会となった。——思想の科学研究

会編『日本占領研究事典』(徳間書店一九七八年刊) 四五―四六頁参照。

(7) 代表的なものとしては、住本利男著『占領秘録』(毎日新聞社一九六五年刊)、阿部真之助著『現代政治家論』(文芸春秋社一九五四年刊)があげられる。

(8) 思想の科学研究会編『日本占領研究事典』(徳間書店一九七八年刊)、チャーマーズ・ジョンソン著(矢野俊比古監訳)『通産省と日本の奇跡』(TBSブリタニカ一九八二年刊)など。

(9) 「吾等ハ無責任ナル軍国主義ガ世界ヨリ驅逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本国国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ヅルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレベカラズ」日本訳の正文は、『有斐閣小六法』昭和六〇年版一五〇〇頁を使用。

(10) H・ヘアワルド著(袖井林二郎訳)『指導者追放』(勁草書房一九七〇年刊)(Hans H. Baerwald, *The Purge of Japanese Leaders under the Occupation*, University of California Press, 1959) 三頁参照。

(11) 大蔵省財政史室編『昭和財政史―終戦から講和まで―③』(東洋経済新報社一九七六年刊) 一八九頁。また吉田茂は著書『回想十年』第一巻(新潮社一九五七年刊)で、「民政局からわが外務省に対して、これこれの人物は占領政策に非協調的だから、職を止めさせろとか、追放にせよとか言ってきたことが、一再ならずあった」(二〇九頁)旨論しているし、終連の初代政治部長曾称益は著書『私のメモリアル―霞が関から永田町へ―』(日刊工業新聞社一九七四年刊)でGHQ係官の公職追放に関する官僚的態度を明らかにしている。

(12) 前掲書『指導者追放』第一章序論を参照。

(13) H. Baerwald 氏ほかの証言。

(14) 当時の政治情勢に精通していた東京新聞記者唐島基智三は、著書『昭和政界風雲録』(実業之日本社一九五七年刊)で、「この追放令そのものが、該当のワクの解釈にあいまいな点があり、総司令部の政治的配慮で、どうにでもなるような面があった。このことがこの政治を暗いものとした。従わねば追放する」この一言がすべてを決定するアイクチとなつて、政治家を完全に総司令部に隷属させる結果となり、政府は総司令部の出先機関となつてしまった」(二二頁)と証言している。また前掲書『回想十年』第一巻一九一―二〇頁参照。

(15) 証言を得たGHQ関係者は、Hans H. Baerwald, Charles L. Kades, Osborne Hauge, Justin Williams, Beate S. Gordon, Laymond Aka, Frank Rizzo, Hans Ries, Leon Hollerman, Theodore Cohen, Sherwood Fine, Trestan

Baplat, Henry Shavell, 民間諜報局 (C-1) — Kenneth Colton, Theodore McNelly, Elliot Thorpe, 参謀第二部 (C-II) — John Aiso, Clark Kawakami の各氏に於て。

(16) 米国国立公文書館 (National Archives and Records Administration) Washington National Records Center)・メリーランド大学マッケルデン図書館東亜図書部 (East Asia Collection, McKeldin Library, University of Maryland)・マッカーサー記念図書館 (MacArthur Memorial Library)・スタンフォード大学 Hoover 研究所図書館 (Hoover Institution on War, Revolution and Peace, Stanford University) にて収集した。

(17) 証言を得た湛山関係者は、石橋湛一、千葉晴、大原万平、村山公三、風間靖一郎、谷一士、武田茂、前田潔巳、宮川三郎、片桐良雄、渡辺武、石野信一、加藤万寿男、太田剛、山田久就、須之部量三、小坂善太郎、武見太郎、石田博英、岩間湛良、佐藤寿雄、塩口喜乙、大村立三、宮崎吉政、関塚喜平、中島昌彦、雨宮浩一、大島寛一、渡辺忠雄の各氏である。

(18) 国立国会図書館現代政治資料室所蔵 GS/GHQ 文書等。

(19) 原文は『Reform Years in Japan 1945-47: An Occupation Memoir (1975, unpublished manuscript) by Thomas Arthur Bisson』に於て。

(20) 公職追放に関する本格的な研究書は上記ヘンリッド著作のみであり、その他は John D. Montgomery, The Purge in Occupied Japan: A Study in the Use of Civilian Agencies Under Military Government, The Johns Hopkins University, 1953. 論文に於て Kenneth E. Colton, Pre-war Political Influences in Post-war Conservative Parties, American Political Science Review, Oct. 1948, Hans H. Baerwald, The Purge in Occupied Japan, AMERICANS AS PROCONSULS: United States Military Government in Germany and Japan, 1944-1952 がある。日本では、『戦後自治史』⑥（公職追放）一九六四年刊、木下半治「追放政策と復帰形態」（岡義武編『現代日本の政治過程』岩波書店一九五八年刊所収）がある。

二 背景——石橋 “積極” 財政

湛山追放の背景には、いわゆる石橋 “積極” 財政に関する問題がある。石橋財政は後述の戦時補償打ち切り問題、終戦処理費問題、石炭増産問題を通じて具体化されるが、それは学界や言論界、また GHQ 側から危険な “インフレ”

財政とみなされる。以下、湛山が政治家に転ずる経緯とその財政方針に対する批判を明らかにする。

湛山が戦後初の総選挙（第二回衆議院議員総選挙）に立候補を決意したのは一九四六年二月のことであった。⁽¹⁾ あえて言論界から政界へと転身を図ったのは、衝撃的な一月四日付の公職追放指令により戦前戦中派の政治家多数が追放され、各政党ともに候補者難に陥っていたからである。湛山はこの機会に持論を實踐して日本の再建に尽力したいと考えたことと、敗戦直後の日本の経済財政状況において緊縮政策を実施すれば容易ならざる結果を生む恐れがあるので、それを阻止するため自ら出馬し、いずれかの政党の政策に自己の主張を反映させたいと考えたのである。⁽²⁾

もとより湛山には金解禁問題をめぐる苦い経験があった。すなわち一九二四（大正一三）年春以降、湛山らは『新報』誌上で旧平価による金解禁の危険性を訴えたが、⁽³⁾ 政府や国民世論はこれに耳を傾けず、一九三〇（昭和五）年一月、浜口内閣の下で金解禁政策が断行されるや、折からの世界大恐慌とも重なって、日本全体は未曾有の大不況となり、結局軍部の台頭と全体主義的気運をもたらし、ついに太平洋戦争にいたった。湛山はこの論争を通じて言論人の力の限界を思い知らされると同時に、終戦後の日本がこの愚を繰り返してはならないと強く意識したのである。⁽⁴⁾

事実、当時における一般世論は戦後の日本経済に関して極端に悲観的であり、インフレ必至とみるものが圧倒的多数を占めていた。⁽⁵⁾ 他方湛山は、「戦後の日本の経済で恐るべきは、むしろインフレではなく、生産が止まり、多量の失業者を発生するデフレ的傾向である。この際、インフレの懸念ありとて、緊縮政策を行うごときは、肺炎の患者をチフスと誤診し、間違った治療法を施すに等しく、患者を殺す恐れがある」と反論した。⁽⁶⁾ 湛山が立候補に際し、友人知人の比較的多い社会党や進歩党を避け、⁽⁷⁾ あえて自由党に入党した理由は、同党には自己の主張を取り入れる望みがあると判断したためであった。⁽⁸⁾

三月一三日、湛山は東京二区より立候補の届け出を行った。しかし四月一〇日の投票結果は落選であった。⁽⁹⁾ 立候補の準備が整わなかったのに加えて、一般投票者間における知名度が高くなかったのである。果たしてこの歴史的選挙

で自由党は進歩党を抜いて第一党の地位を獲得し、同党総裁鳩山一郎の首相就任は必至とみられていた。ところが五月四日に彼は突如公職追放となり、紆余曲折の末、幣原内閣外相の吉田茂が首相の印綬を帯びることとなった。そして湛山は五月二二日に成立した第一次吉田内閣の蔵相に就任したのである。⁽¹⁰⁾ 落選の身ながら閣僚に列するとの前代未聞の出来事は、敗戦直後の混沌とした政情を物語る一コマといつてよいかもしれない。ただし湛山は自由主義経済論者として政界・官界・経済界筋から一定の支持と評価を得て、⁽¹¹⁾ たっぷりでなく、前年秋から冬にかけて、ESS初代局長クレマー（Raymond Kramer）大佐より請われて同局の経済顧問を勤めるほどの信頼を占領軍当局から得ていたこと、⁽¹²⁾ さらに鳩山総裁との間に蔵相就任について暗黙の了解があった。⁽¹³⁾ 結局、大内兵衛東京大学教授が鳩山の入閣要請を固辞したこと、⁽¹⁴⁾ 自由党内の有力者が相次ぎ追放となったため、湛山の蔵相就任が確定したと思われる。なお鳩山の代役を果たすこととなった吉田は、以前より湛山の自由主義経済政策に敬意を払っており、自由党（鳩山）筋からの推挙を受諾したにすぎなかった。⁽¹⁵⁾

さて湛山を迎えた大蔵省側では、このジャーナリスト出身の異色大臣に戸惑い、その首唱する積極財政に対しても同省本来の健全財政の見地から反発する空気が強かった。これに対し湛山は、固い信念と理論的明晰さをもって官僚達を次第に承服させていった。とりわけGHQ側との折衝における湛山の毅然たる態度は彼等の信望を集めることとなった。⁽¹⁶⁾

では戦後財政史に特異な一ページを残した「石橋財政」とはどのようなものであったか。石橋「積極」財政は当時石橋「インフレ」財政とマスコミや学界から酷評されたが、そのような批判は、いわば瀕死の状態にあった日本経済に対する湛山の即応速効性の高い処方箋に対して十分考慮しておらず、しかも戦後日本資本主義の再建と発展のための「資本蓄積機構の原型を整備した点における石橋財政の役割」を軽視していると思われる。⁽¹⁷⁾ 石橋財政の戦後日本経済財政史における学問的評価は本稿の目的ではないが、実はこの問題は湛山の公職追放の背景をなす意味において看

過できないのである。

湛山の財政方針は、終戦直後に『新報』誌上に発表した社論「更生日本の門出―前途は実に洋々たり―」（一九四五年八月二五号）以降の一連の論文に見出せる。⁽¹⁸⁾ その中の社論「インフレ発生せず①②」⁽¹⁹⁾（同年九月二日・二九日号）では、世間一般のインフレ警戒ムードを次のようにたしなめている。

「停戦と共に臨時軍事費の支出は止み、軍需会社の新設、拡張、疎開乃至生産も亦停止したこと…は従来わが国にインフレを起し、又若し戦争が尚お継続すれば、益々之れを起すであらうと憂えられた原因の全部である。然るに今其の二つは消滅した」、もし今後わが国に引き続きインフレが起るとすれば、軍隊および軍需産業の復員費、操業停止産業の決済、軍需産業への政府補償、産業転換のための投資、復興事業費、賠償の支払いおよび公債の利払い等による赤字財政の継続、がその原因をなすが、これらも詳細に検討すれば、「断じてインフレは発生し得ず、却てデフレの懸念ある所以である」、ただし今後、「若し前者（財政）の均衡が保たれず、毎年毎年巨額の赤字を現わすならば、勿論インフレは免れない。又後者（復興事業その他に対する投資）が産業界の所謂フル・エンプロイメントの埒を越え、放逸に行われるれば、之れ亦インフレを増進することは必至であらう」、したがって「財政の均衡は…必ず之れを保たねばならない」し、「放漫な投資を自由に行わしめることは、勿論国家の許し得ない所だ」。

湛山の考え方の基底にケインズ理論があったことは周知の通りである。いわく「真のインフレ」とは、

「経済がすでにフル・エンプロイメント（完全就業）の状態を示し、あらゆる生産要素、すなわち人も設備もフルに活動せる場合において、なおその上に購買力が注入されるときに起こる現象」であり、「戦時中にはこの意味のインフレがあった。…しかるに終戦以来のわが国は…多くの失業者を発生し、…生産設備の多くは遊休化したアンダー・エンプロイメントの状況である。かかる状態の下においての通貨膨張と物価騰貴とは、デフレ政策によつて救済しうるがごときふつうの意味のインフレでない…もしこの際デフレ政策をとれば、物価の水準は引き下げうべきも、おそらく、生産はいっそう縮小し、国民所得は減じ、国民の生活難はむしろますます激しくさえるであらう」。⁽²⁰⁾

とすれば、この場合に採用すべき最善の経済財政政策とは、湛山とすれば、必然フル・エンプロイメントの実現に目標を置き、国民に仕事を与え、産業を復興させる「生産第一主義」に基づく積極財政であって、断じて緊縮財政で

はなかった。⁽²¹⁾

湛山は蔵相就任後、以上の見地より「昭和二二年改正予算」の編成に取り組んだ。⁽²²⁾ その際の最大の懸案が「戦時補償打切り問題」であった。湛山ら大蔵省側はESSとの折衝において苦慮し、決裂寸前にいたる経緯は後述のとおりであるが、最終的に予算案はGHQ側の了承を得て、七月二五日、湛山は衆議院での財政演説に臨んだ。⁽²³⁾ その中で湛山は生産再開のための積極政策として、①枢軸産業に対する特殊の促進策、②復興金融の強力な推進、③産業の合理化、④失業者受け入れ体制の強力な推進、⑤経済の民主化、を掲げた。⁽²⁴⁾ とりわけ枢軸産業の特別促進策は、同産業に対する価格調整補給金の思い切った支出を約束したものであり、復興金融の強力な推進では、日本資本主義再建の起動力としてきわめて重要な役割を果たした「復興金融庫」の構想が示されたのである。価格調整補給金と復興金融庫という二つのルートを通じる資金供給という生産再開の基本構想は、のちの片山内閣において体系化された「傾斜生産方式」の構想をなすものであり、戦後資本蓄積機構の原型はこの石橋財政において形成されたことを知ることができよう。⁽²⁵⁾

果たして湛山の財政演説は、インフレをもたらす好ましからざる方針との批判を浴びることとなった。とくに「この目的（遊休生産要素を動員し、生産活動を再開せしめる）を遂行するためならば、たとえ財政に赤字を生じ、ために通貨の増発をきたしてもなんらさしつかえがない。それどころか、かえってこれこそ真の健全財政であると信じる」との湛山の発言が問題となった。⁽²⁶⁾ かくして議会における予算審議では、デフレ政策、ことに社会主義的国家管理によって戦争中に潜在した需要の顕在化の芽をつむべしとの議論が湛山に向けられた。⁽²⁷⁾ また野党や労働組合からは、湛山の論理が一九世紀的ユートピア的であり、「人口が資源だ」などといい切るのは資本家的、反労働者的であり、「有効需要の面を忘れて単に生産増大に躍起となる石橋式理論は、或は一国を崩壊させる危険性をも含んでいる」との批判が起った。⁽²⁸⁾ さらにGHQに相当数を擁したいわゆるニューディーラー達が湛山の積極財政方針を嫌った。これらニ

ीडィーラーは、「本物の社会主義者とまではいわないにしても、一種の統制経済の信奉者であり、人為を以て一国の経済の在り方や動きをどうにでもできると考え、彼等が描いた青写真を基にして、平素の持論を日本で実験してみようという野望と熱意に満ちていた」のである。⁽²⁹⁾

当時の日本は、まさに終戦直後の窮乏のただ中であって、物価は日毎に騰貴しつつあった。そのような現状を財政上の最高責任者がインフレでないと強調したことは、一般世論には何か現実にとぐわない詭弁のように響いたであろう。⁽³⁰⁾ 湛山がインフレを否定すればするほど、湛山が恐れていたインフレ論議が高まり、皮肉にもインフレーションニストとの汚名をきせられることとなった。言論人・評論家は自己が正しいと信ずるところを明言すべきであるが、政治家は人の心理をも考慮に入れながら、信ずるところも時には沈黙し、また必要とあらば心にもないことを口にすべきであろう。その意味では湛山は依然言論人の域を出なかったといえる。そのため湛山は不本意ながら人心を不安に陥れてしまった。そればかりではなかった。湛山は敗戦後淘汰されるべき旧保守層および大資本家達の代弁者・擁護者としてのイメージが、国内の左翼陣営そしてGHQ内部のニューディラーを中心とする「理想派」の間で強まっていった。したがって、GSやESSでは、吉田自由党を支える有力な人物としての湛山を次第に危険視することとなった。もちろん彼等が湛山の戦前における自由主義的言論や軍部批判の思想的立場など知る由もなかった。かくして石橋「積極」財政は、湛山追放の背景をなす問題となったのである。

(1) 前掲書『湛山日記』三月二日から四日にかけての記述（二〇二—二〇三頁）は、湛山が当初郷里山梨県からの出馬を考慮した様子を示しているが、調整不良のため断念し、結局東京二区からの立候補となった。

(2) 石橋湛山著『湛山回想』（毎日新聞社一九五一年刊）（前掲書『全集』第十五巻収録）三二—三二四頁、同『私の履歴書』（日本経済新聞社編『私の履歴書』⑥、同社一九五八年刊所収）七七一七八頁はか参照。

(3) 前掲書『全集』第六巻第一部第三部および第七巻第一部参照。なお元新報社社員である壁井与三郎は著書『かぶと町回顧五十年』（東洋経済新報社一九八二年刊）の中で、この議論のヒントは当時社員であった高橋亀吉がカッセルの論文「購買力

平価説」を読んで得、編集会議において提案、主幹三浦鎮太郎の賛意を得て湛山が社論「円価の崩落とその対策」（同年三月一日号）を執筆し、以来「新報」は旧平価金解禁に反対し、新平価による解禁を唱え続けた旨証言している（二二頁）。

（4） 石橋湛山「蔵相時代を振り返って④」（大蔵省編『戦後財政史資料』一九五一年刊、石橋湛山記念財団編『自由思想』第一八号に転載）ここでは「自由思想」二六―二七頁を参照。

（5） 大内兵衛、木村権八郎などが代表的論者であった。

（6） 前掲書『湛山回想』三一―三三頁、石橋湛山「緊縮政策の危険」（大蔵省編『財政』一九四五年二月号所収）、前掲書『全集』第十三巻第四部参照。

（7） 社会党の松岡駒吉より入党を勧められたが、同党は「社会主義に拘束されて、思想の自由を欠いているようにみえる」ため断った。また進歩党の松村謙三、斎藤隆夫、幣原喜重郎らとはかねて親交があり、町田総裁は新報社の創設者であったため入党を要請されたが、同党が掲げる「妙な統制経済」に賛同できないので断った。――石橋湛山「湛山回顧⑤」（『経済評論』一九六四年刊所収）一一三頁。またこれとは別に、人民民主主義戦線結成大会に湛山が参加し、代表委員になったことは注目される。

（8） 同党の旧知の植原悦二郎から入党を勧められた。また鳩山総裁とは戦時中より交際があり、その強い要望を容れたのである。なお湛山は前年一月に同党顧問に就任している。さらに湛山は、無所属で立候補すべきでないこと、社会主義や共産主義は日本では実行できない旨論じている。――石橋湛山「衆議院議員立候補に際して」（前掲書『全集』第十三巻所収）一七三―一八五頁。

（9） 湛山の獲得票数は二万八〇四四票、順位二〇位（立候補者一三四名中）で落選した。東京第二区定員は二名であった。

（10） 吉田内閣の組閣が難航したのは、農相人事に手間取ったためである。前掲書『湛山日記』五月二日には、「那須（浩）博士をGHQ承認せず、組閣難局に陥る、若手奔走 吉田氏には、若し農相選定難ならば、予之れを兼務すべきことを申出づ」とある。湛山の気負いが偲ばれる。結局農相には農林省農政局長和田博雄と決まり、組閣を完了した。

（11） 大宅壮一著『昭和怪物伝』（角川書店一九五七年刊）は、「彼の蔵相就任は、財界の要請によるもの」（二八四頁）と指摘しているが、確たる証拠はない。

（12） 同大佐は湛山が一九三四（昭和九）年以来主宰していた英文月刊誌『オリエンタル・エコノミスト（the Oriental Economist）』の愛読者であり、戦時中も購読していた。そのため一九四五年九月三〇日、湛山を招き、ESSS顧問の就任と定期的

な意見書の提出を依頼した。また戦時中に分散した新報社資料の収集を支援した。——前掲書『湛山回想』三〇六—三二〇頁、石橋湛山「今だから話そう」②（『週刊東京』一九五八年一月一八日号）二四—二五頁ほか参照。またESS発足以来のメンバーであったH. Ries氏によれば、当時ESSが顧問としたのは湛山と都留重人の二人であり、同氏は毎週湛山と会見したとことである。

(13) 前掲「今だから話そう」②、二六頁参照。また前掲書『湛山日記』五月一六日には、「鳩山の招に依り全氏邸訪、蔵相就任の件」とある。

(14) 鳩山一郎著『鳩山一郎回顧録』（文芸春秋社一九五七年刊）五八—五九頁、大内兵衛著『経済学五十年』④（『東京大学出版会一九五九年刊』三四—三四四頁参照）。

(15) 吉田茂著『回想十年』第三卷（新潮社一九五七年刊）一八一—一八三頁、猪木正道著『評伝吉田茂』⑤（読売新聞社一九八一年刊）一七〇頁参照。前掲書『湛山日記』によれば、吉田は湛山に外務省経済局経済委員会委員の依頼や財産税問題に関する意見を求めたりしている。

(16) 当時大蔵省主税局第一課長兼第三課長であった前尾繁三郎は、著書『続々政治家つれづれ草』（誠文堂新光社一九七三年刊）の中で、「大体、大蔵省の役人は伝統的に緊縮政策が習性となっているので、本当の石橋先生を知らず、先生の就任を歓迎する者はいなかったといつてよい。現に私なども、野放図な公債論や赤字財政を主張されるようなら皆で結束して、食い止めなければならぬと、手ぐすね引いて待ち構えていた。ところが、就任された石橋先生は私どもが想像していた人とはまる切り違っていた」（四三九頁）と証言している。また石野信一「戦後繁栄の基礎づくり」（『ステーツマン愛知揆一追想録』日本経済研究会一九七九年刊所収）（一八七頁）も同趣旨のことを伝えている。

(17) 高橋誠「石橋湛山」（遠藤湘吉・加藤俊彦・高橋誠共著『日本の大蔵大臣』日本評論社一九六四年刊所収）二二四—二二五頁。

(18) 前掲書『全集』第十三巻第一部。

(19) 同右書九三—一〇二頁。

(20) 石橋湛山著『日本経済の針路』（同右書所収）（東洋経済新報社一九五九年刊）二五六—二五七頁。

(21) 石橋湛山「就任の辞」（『大蔵省編』『財政』一九四六年六月号所収）参照。

(22) 同年度本予算については、すでに一月四日に概算予算が閣議決定されたものの、その後占領軍の住宅建設要求や公共事業

六〇億円計上の指令発出、さらに給与改訂、国債利下げの取り止め等が生じたため、改定予算の編成を必要とした。——大蔵省財政史室編『昭和財政史——終戦から講和まで——』第十七卷資料①（『東洋経済新報社一九八一年刊』）中村隆英解題一一五八頁。（23）この演説原稿は、従来の慣行を破り、官僚の手によらず、湛山自身が百字詰め原稿用紙一五〇枚に筆をいたためのものであった。——柏木雄介「石橋さんの思い出」（前掲書『自由思想』第一八号所収）参照。また前掲書『湛山日記』七月二日には、「夜、明日の演説に最後の加筆、為めに翌朝四時半に至る」とある。

（24）前掲書『全集』第十三卷一八六—二〇二頁参照。なお同予算案は歳出五六〇億八八〇〇余万円、歳入三〇五億一〇〇余万円、差引不足二五五億八七〇〇余万円という赤字財政であった。

（25）前掲『日本の大蔵大臣』二三二頁。

（26）たとえば七月三十日の第九十回帝国議会衆議院予算委員会における社会党水谷長三郎の石橋に対する質疑（同予算委員会議録第五回）参照。大島寛一「石橋財政のエピソード——戦後インフレに関連して——」（前掲書『昭和財政史——終戦から講和まで——』刊行日よりNo.31一九七六年七月参照）。

（27）小坂善太郎「信念の人」（長幸男編『石橋湛山——人と思想——』東洋経済新報社一九七四年刊所収）。

（28）水谷長三郎「石橋湛山の経済論は是か非か」（『実業之世界』一九五一年九月号所収）。

（29）前掲書『回想十年』第三卷一八一頁。

（30）塩野谷九十九「石橋さんとケインズ」（前掲書『石橋湛山——人と思想——』所収）一六二頁。

三 第一の契機——石橋湛山の蔵相就任

湛山追放の最初の動きは、湛山が吉田内閣蔵相として入閣した直後、FECのソ連代表による湛山ら新閣僚四名の追放要求を契機とする。そこで以下、湛山が蔵相に就任する経緯、吉田保守連立内閣成立に対する内外の評価、ソ連側の追放要求の内容とGHQ側の対応を順次明らかにする。

さて吉田が鳩山の代理として内閣を組閣するに際し、財政経済政策上重視したのは、東久邇、幣原両内閣から引き

続く戦時問題の処理と同時に、食糧・石炭等の重要必需物資の不足・欠乏に関する対策と、わが国の財政経済の早急なる安定のための方策であった。しかも「占領軍総司令部の対日管理政策はまだ厳しい時代であり、……財政、経済方面においても、いろいろと、今から言うならば、内政干渉的なことの多かった」こともあって、吉田はとくに農相および蔵相人事に留意した。元来財政や金融に疎い吉田であるが、次のようなことを考えていたという。

「まず第一に、大蔵大臣という役柄は、余程しっかりした見識を持って、主義主張を堅持し、少少のことには動かされずに、頑固だ強情だといわれてもいいから、頑張り通す人物でなくてはならぬ。第二に、食糧も不足なら生産も不足という欠乏時代だから、先ず生産の復興が大事であることはもちろんだが、これと当時一方でやかましくいわれていたインフレーション激化の危険を喰いとめることをうまく按配してもらわねばならぬ。第三に、何でも勝手気儘に自由放任というわけにはいかないが、敗戦後の人心では、権力的な統制を万遍なく行亘ってやることは仲々難しいし、また国民も企業も補助金だの救済だのということばかりでは、いつまでたっても自力を発揮して立直るという考えにならないから、出来るだけ統制は外すようにしてゆかねばならぬ。」

石橋湛山については、「平素親しく交際していたわけではなかったが、戦前から自由主義的な経済雑誌『東洋経済新報』の主宰者であったことや、『街の経済学者』として相当な見識の持主である」ことを聞き知っていたので、党側から湛山を蔵相に推薦してきた時は、「躊躇なく」湛山に決定したのである。⁽¹⁾

ところで、この間の日本の国内動向をGHQ側はどのように見ていたであろうか。総選挙直前、GSに請われて再来日を果たしたビッソンは、総選挙の結果と吉田内閣の成立について次のように論じている。

「われわれは、総司令部の監督下で選出される新議会には新しい変化がもたらされるだろうと期待していた。事実、自由主義的な結果が出ることを確実にするため、民政局は多くの改革（政治犯の釈放、市民的権利の保障、労働組合の結成など）を実施したのである。……占領にかんする基本指令に依拠して、民政局は、旧保守派のリーダー、具体的には戦争遂行と関係のあった者が、自由・進歩両党の候補者として立候補する資格を奪おうとした。……この数か月間に、旧勢力を代表する多数の人物が追

放された。しかし、追放をまぬがれた者も多く、彼らは、自由・進歩両党を率い、国会で多数を制し、いくらかの困難はあったものの、吉田内閣を組閣した。民政局の内部には、追放令が十分な効果を發揮するにはもっと時間が必要で、選挙の施行が早すぎたのではないかと主張する者もいた。……総司令部の第一線で仕事をしていた将校にとって、選挙結果は、旧態依然たる吉田内閣の官僚ともう一年戦うことを意味した。というのは、主要な占領改革は各省によって歪められた形で法案化されていたからである。」

ビッソンは、①GSが総選挙に標準を定めて追放を実施したこと、②しかし幣原内閣が故意に追放令の法制化作業を遅延させたこと、③それに対するGHQ側の反撃が鳩山追放であったこと、④にもかかわらず追放令は十分効果を發揮できず、そのため「旧態依然」たる吉田内閣の成立を許してしまったこと、⑤保守内閣の成立を促した一要因はマッカーサーであり、彼は戦前の支配層の多くを注意深く温存したこと、を証言する⁽²⁾。

要するに、GS側は社会党中心の政権樹立を期待したばかりでなく、その可能性を信じていたのであり、吉田保守連立内閣の誕生はまったくの誤算であった。もちろんビッソンが社会主義に共鳴し、日本軍国主義を憎悪した、いわゆるニューディーラー左派に位置した人物であることに留意しなければならない⁽³⁾。それでも当時GHQ内ではほぼ中立的立場を維持した米国防務省の出先機関、政治顧問部（POLAD、のち外交局（DS）と改称）の本省に対する報告およびメモは、ビッソンの見解が参謀部を除いたGHQの空気を反映していたことを物語っている。たとえば一月四日附アチソン（George Atchison, Jr.）部長の日本の政党に関する報告は、進歩党は変化を望まない旧体制の代表的政党、自由党は非実際的な自由放任経済を提唱する保守政党、社会党は英国労働党に近く、広範な支持を得たもつとも有望な政党と規定している⁽⁴⁾。また四月一七日附シーボルト（William J. Sebald）メモは、総選挙の結果は日本国民の生来の保守性を体現しているが、社会党への幅広い支持は国民多数が変化を熱望している証拠であると分析している⁽⁵⁾。

以上のとおり、GHQ側、とくにGSが吉田新内閣を好ましかるざる戦前型内閣と規定し、その成立を冷淡に迎え

たとすれば、自由党から経済財政上の最高責任者として入閣した石橋蔵相を評価する余地は限られていたであろう。しかも、後述のとおり、湛山とニューディーラー間には経済理論面で基本的に相違していた。湛山は戦時体制から継続する統制経済を漸次撤廃し、自由経済の方向へと導くことを意図したが、彼らは統制経済の信奉者であり、計画的に経済改革が可能であると考えていた。

さらにもう一点、湛山にとって不都合な事態が生じた。吉田内閣の発足直前の五月一八日、日本共産党は独自の調査による「戦犯」リストを公表したのである。その戦犯とは、吉田茂（首相兼外相）、石橋湛山（蔵相）、林譲二（内閣書記官長）、三木武吉（衆議院議長予定、六月追放）、星島二郎（商工相）、植原悦二郎（国務相）、河野一郎（党幹事長、六月追放）ら自由党一〇名、一松定吉（通信相）、河合良成（厚生相）の進歩党二名、松岡駒吉、西尾末広、平野力三ら社会党六名、計一八名であった。共産党の政治的意図は、保守党内閣の誕生を阻止（入閣予定者七名を含んでいる）し、「食糧メーデー」に向けて「反動内閣打倒」「民主人民政府樹立」のムードを高揚させることにあった。⁽⁶⁾

この戦犯指名騒ぎは、国内的に彼らが期待したほどの心理的打撃を保守陣営や社会党右派に与えたとは思われない。ただし、六月一五日附米国陸軍省民事部（CAD）文書は次の事実を明らかにしている。⁽⁷⁾ 同月一二日開催のFEC会議の際、ソ連代表は、石橋蔵相、星島商工相、一松通信相、大村清一内相の四閣僚がポツダム宣言に規定された占領目的と民主化の目的に照らして排除されるべきことを提起し、その根拠として、石橋蔵相がかつて「大政翼賛会の研究部会（the Research Commission）の一員であった」（他の三名の根拠は省略）ことを挙げ、「このような日本帝国主義と深くかかわった政治家を含む内閣では、ポツダム宣言に謳われた政治原則に伴う民主化政策の遂行は明らかに困難である」旨論述した。そこで米国陸軍省は東京のGHQに対し、ソ連側から名指しされた四閣僚の追放資格を諮問したのである。同月一七日附GS局長宛リゾー（Frank Rizzo）少佐の報告は陸軍省の問い合わせに対する回答であった。⁽⁸⁾

以下は湛山に論及した部分の抜粋である。

「一、陸軍省ラジオW―91476は石橋湛山蔵相がかつて大政翼賛会（IRAA）の研究委員会の一員であったと述べている。石橋本人の供述書では、同人は同会の一会員であったにすぎない。また同会には「研究委員会」といった組織はなく、三委員会から成る「調査委員会」がもっとも近い組織である。日本政府が一九四六年三月に定めた追放基準（民間諜報局（CIS）の承認済み）によれば、調査委員会委員は大政翼賛会の活動上影響力を行使しうる立場にあるとは思われない。⁽¹⁾したがって石橋は、公職追放令（GCAPIN 550）付属書A号のD項に該当しない。

二、一九一一年以来の石橋の主たる活動は東洋経済新報社に依拠し、一九二四年編集主幹兼専務取締役、一九四一年社長に就任した。彼は明らかに同社の編集方針上の責任を負う立場にある。一九三一年以降の『新報』に関する調査では、日本の満州・蒙古・中国における侵略政策をたえず支持した。すなわち同誌は門戸開放原則を斥け、日本の指導下に東亜新秩序の樹立を唱導し、防共協定と仏印インドシナ協定を承認した。また親軸政策が世界新秩序をもたらすのに比して、親英米政策は戦争をもたらす旨指摘し、独伊両国が米国を攻撃したならば、日本はドイツを援助すべきことを唱えた。結局同誌は東条の内政外交を支持したわけである。

三、石橋は追放令付属書A号のG項に明らかに該当するが、W―91476が論及する理由には基づかないと思われる。」

右のリゾー報告は、一面、ソ連側がFECに提出した資料中、湛山と大政翼賛会との関係に関する誤りを正しながらも、他面、湛山および『新報』の言論活動を曲解している点で重要である。ではなぜGSはそのような事実に対する判断を下したのか。

まず第一に、米国側には日本のジャーナリズムが戦争遂行に多大な役割を果たしたとの基本認識があり、とくに『新報』は米誌『ウォール・ストリート・ジャーナル』（THE WALL STREET JOURNAL）に匹敵する影響力を行使したとのイメージがあったことである。⁽²⁾言論統制下、当時の日本の編集者の労苦は想像を絶する。湛山の主導する『新報』も実に巧妙に現下の内政外交批判を行間に滲ませている。ただし細心の注意なくして理解しにくい。まして日本のマス・メディアに先入観をもつ米国側が、表現内容を誤解もしくは曲解したとしても不思議ではない。

第二に、一九四六年中頃を境にGSの情報入手ルートに変化が生じたことである。従来GSは日本人個々の公職追

放資格審査資料を主にC I Sより得ていた。ところがG Sに協力的なC I S局長ソープ (Elliot R. Thorpe) 准将が同年五月本国に転任する⁽¹³⁾と、参謀第二部 (G II) 部長ウィロビー (Charles A. Willoughby) 少将は直ちにC I Sを廃止してG IIの民間諜報課へと吸収改編し、公職追放に関する情報をG S側に容易に提供しなくなった⁽¹⁴⁾。すでにG IIら保守派とG Sらの進歩派との対立は深まりつつあった。追放令の拡大を企画していたG Sは、独自に情報を収集する必要が生じ、同局次長で実質上公職追放の責任者ケーデイス (Charles L. Kades) ⁽¹⁵⁾ 大佐のもとに、日系アメリカ人グループが組織された。その中心人物が塚原太郎陸軍中尉であった。塚原の強みは語学力に優れていたことと、情報を収集しうる日本人グループをもっていたことである。湛山の追放決定においても、後述のとおり、塚原がきわめて重要な役割を演じている。

第三に、日本共産党の役割を見逃せない。共産党はG H Qの追放政策に影響を及ぼし、保守陣営に打撃を与えることを意図して、投書戦術を用いる一方、志賀義夫、徳田球一などの幹部はG Sへ頻繁に足を運び、情報を提供した。その際のG S側の窓口は、主として行政課長マーカム (Carlos P. Macrum) ⁽¹⁶⁾ 中佐であった。マーカムは戦時中入獄していた共産党員の釈放に尽力し、特高追放に大きな役割を果たした人物である。湛山に関する情報も、後記のとおり、共産党からもたらされている。また前記F E Cソ連代表の発言も、同党周辺から流れた情報かもしれない。

そのほかG H Q側は、日本で発行される新聞、週刊誌や月刊誌の記事から多くの情報を入手できた。とりわけG H Qは事前検閲制により、日本国内の動向をほぼ完全に掌握できたといえる。入手した情報はG II内の翻訳通訳部 (A T I S) ⁽¹⁷⁾ で分析、評価された。なお公職追放に関しては、新左翼系の雑誌 (たとえば『真相』) が自由党・進歩党・社会党要人の過去を暴露する記事を掲載したこともG H Q側の情報源となったと思われる。そのほかに日本人からのいわゆるロコミや投書がある。それらの中には、自己の追放を免れるため他人を中傷する類のものが多かったという⁽¹⁸⁾。

以上の諸要因がリゾー報告となったと推測できる。

しかし石橋追放は他の三閣僚共々この時点では実施されなかった。GS局長ホイットニーが石橋蔵相と大村内相の追放をマッカーサーに進言した際、ウィロビーが二人を調査した上で、マッカーサーに対し、「吉田首相を支援できなければ自由党は内閣を組織できないだろう、と強調して」両者の追放を阻止したという。⁽¹⁹⁾ ビッソンの六月九日の日記はそれを裏付けていると思われる。⁽²⁰⁾ すなわち、

「今週にはいつて事態は悪くなってきた。民政局は保守党内閣の最悪の閣僚を三人追放しようとなお努力しているが、マッカーサーは吉田内閣の安定性を気にしはじめた。マッカーサーは吉田がもちこたえて、彼のお気に入りの憲法の国会通過をはかれるかどうか心配しはじめている。その結果、吉田は幣原ときどき好んで使った一種の脅迫的手段をもって、状況を自己に有利に利用しようとしている。」

しかしもっとも大きな理由は、吉田首相がマッカーサーに対して、自己の辞職を暗示しつつ、主要閣僚の追放を免除するよう嘆願したためであった。⁽²¹⁾ マッカーサーとしては、食糧危機、労働攻勢、新憲法制定と問題が山積している以上、この吉田の申し入れを受容せざるをえなかったわけである。ゆえに、ホイットニーはやむなく湛山追放を諦めざるをえなかった。かくして石橋の追放は、他の三閣僚ともども、一時的に政治的表面から没することとなった。そのようなGHQ内部における動向を湛山本人は知る由もなかった。しかし吉田内閣の成立間もない時点で、湛山追放のルールが確実に敷かれていたのである。

- (1) 前掲書『回想十年』第三卷一八〇—一八二頁。
- (2) 前掲書『ビッソン日本占領回想記』六一—六二頁。
- (3) 同右書解説参照。またSt. Fine氏の証言によれば、ビッソンは内部で極左とみなされ、GSが彼を採用したことを疑問視する空気があり、したがって彼の見解は真剣に取り扱われなかったとのことである。

- (4) The Acting Political Adviser in Japan (Alchison) to President [CONFIDENTIAL] State Department, FOREIGN RELATIONS OF THE UNITED STATES (Confidential) 1946, Volume VIII (the Far East) p. 88.

- (5) Memorandum by Mr. William J. Sebald, the Office of the Political Adviser in Japan [CONFIDENTIAL], F.R. pp. 207-208.
- (6) 信夫清三郎著『戦後日本政治史Ⅰ一九四五—一九五二』（勁草書房一九六五年刊）三二三頁参照。
- (7) CAD文書 (15 June, 1946) Nr: WAR 91476.
- (8) Minutes of the Fifteenth Meeting of the Far Eastern Commission, 12 June 1946 (FERO文書 Box No. 4) ITEM 4 を参照。
- (9) CAD文書 MEMORANDUM FOR THE CHIEF, GOVERNMENT SECTION SUBJECT: Status of Certain Cabinet Ministers under SCAPIN 550 [CONFIDENTIAL] および F. Rizzo 氏の証言。
- (10) 湛山は一九四一年七月一〇月に大政翼賛会第八・第十委員会に七回出席し、三回講演しているが、委員であった事実はない。恐らくGHQ側は出席者名簿により委員と解したのであろう。なお松尾尊允「十五年戦争下の石橋湛山」（日本政治学会年報一九八二年刊所収）によれば、湛山は大政翼賛会の体制に批判的論評を行っている。
- (11) GS文書 #2a. Memo to Col. Bratton (17 June 1946) には、「石橋湛山…一九四一—四二年、大政翼賛会の調査委員会の一会員であった。ただしこの地位は公職追放指令に照らしてバージに該当しない」とある。
- (12) C. Kades および F. Rizzo 両氏の証言。
- (13) C. A. ウィロービー著（延楨監修）『知られざる日本占領—ウィロービー回顧録—』（番町書房一九七三年刊）一三八頁参照。
- (14) E. R. Thorpe 氏の証言と同氏の回顧録『East Wind, Rain, Gambit Press, 1969 第七章参照。
- (15) H. Baerwald 氏の証言。大森実著『戦後秘史⑥禁じられた政治』（講談社一九八一年刊）四二頁参照。
- (16) 塚原はいわゆる婦米二世で、一九三〇年代の大恐慌時、米国西海岸で日系左翼活動に参加した経歴があった。彼は太平洋戦線で陸軍情報部の対敵宣伝班（思想戦部ともいう）にいたため、八月下旬に日本に上陸後、GHQ民間情報教育局（CIE）に所属したが、ケーディスより請われて公職審査官としてGSに移ったわけである。——同右書四一—四三頁、袖井林二郎「日本占領と日系二世」（秦郁彦・袖井著『日本占領秘史⑤』朝日新聞社一九七七年刊所収）二八三—二八七頁参照。
- (17) 週刊新潮編集部著『マッカーサーの日本』（新潮社一九七〇年刊）一四四—一四八頁参照。
- (18) 竹前栄治著『GHQ』（岩波書店一九八三年刊）九九頁。
- (19) 前掲書『回想十年』第一卷一九—二〇頁参照。

(19) 児島樓著『日本占領』第二卷一三六頁。ただしここではそれを証明する資料が示されていない。

(20) 前掲書『ビッソン日本占領回想記』九四―九五頁。

(21) GS文書 #2c. [SECRET] Checknote GS to C in C Removal and Exclusion of Ishihashi (26 June 1946) 4445 F.

Rizzo 氏の証言。

四 第二の契機——戦時補償打切り問題

湛山追放の動きが再発するのは、七月以降、戦時補償打切り問題⁽¹⁾（以下補償問題と略）をめぐる湛山とESSとの対立が深刻化した際である。

そもそも補償問題に関しては、前年（一九四五）一〇月に成立した幣原内閣は、政府の企業への補償義務は公約であり、また戦争保険金の支払い義務や契約解除による賠償義務は私法上の義務でもあるから、支払い金額は極力圧縮するにしても支払うこととし、その代わり、インフレ防止の目的と財産や利得の不均衡を是正する目的で、「財産税」、「法人戦時利得税」、「個人財産増加税」等の課徴を検討していた。いわば「払うべきものは払い、徴るべきものは徴る」という方式であった。⁽²⁾ところが一月、大内兵衛教授が「政府は軍需補償打切りに蛮勇をふるうべし」とラジオで放送して以来、この問題は政治化し、補償打切りの声が高まっていった。⁽³⁾またESS内でも、一二月に局長がクレームからマーカーカットへと交代後、日本政府の方式に批判的となった。⁽⁴⁾すなわち、「戦争は儲かる仕事でないことを国民に知らしめなければならない」との懲罰の意味から、補償を払ってから「財産税」などを徴収するよりも、当初から補償を払うべきではないとの意見であった。とくに吉田内閣が成立した五月に財政顧問として来日したレオ・チャーン (Leo Charné) がこの意見を強硬に主張した。⁽⁵⁾かくして幣原内閣のあとを受けた吉田内閣は、最大の政治課題である新憲法制定問題と食糧問題に加えて、この補償問題に対処せざるをえなくなった。

湛山自身は、当時の財政状態においては戦時補償の支払いを直ちに行うことは不可能であるので、ひとまずこれを棚上げし、しばらく時間の余裕を得て、最後の処理をするのがよいという考えをもち、その案を練っていた。この観点から、湛山は蔵相就任直後の五月二十九日、補償打切り反対の趣旨を表明し、GHQ側を牽制した。⁽⁶⁾しかし五月三十一日、ESS側の要求により湛山がマーカット局長を訪ねると、「戦時補償一〇〇パーセント課税案」⁽⁷⁾（以下課税案と略）および「財産税」についての覚書を示され、しかも同局長から「日本政府の発意によってこの案を実行されたい。もし日本政府が実行せず、GHQ指令を出すことを余儀なくされるならば、対日理事会との協議が必要となり、その結果は日本側にとってかえって不利をもたらすことになる可能性がある」と申し渡された。湛山は即答をさせ、研究のため時間を得たい旨言明するにとどめた。⁽⁸⁾

結局この「課税案」の提示が、湛山ら大蔵省側とGHQ側との四カ月半に及ぶ激しい議論の幕開けであった。それは、おおむね、同案の提示から七月二二日のマッカーサー書簡までの二カ月、同書簡から関連法案の成立する八月中旬までの一カ月弱、そして「戦時補償特別措置法」等六法案が成立する一〇月一日までの二カ月の三段階に区分別できよう。とりわけ第一段階は、占領下、対等な交渉が許されない状況の中で、湛山がGHQ側を相手として全力を尽くした時期であり、ひいては彼自身の公職追放の原因にも連なるとの意味でも重要な二カ月であった。以下、第一段階を中心に交渉過程を明らかにしたい。

湛山はESS側の提示した「課税案」を次のように評価した。⁽⁹⁾

「これはなかなか頭の良い案であった。かりにも政府が約束した国家の債務を、ただ打切ることとは、やって出来ないことではないが、穏当でない。だが、それに百パーセントの課税をするなら、実質は打切りと同様であって、理屈がとおる。私は大体において、この案に賛成した。しかし一つ、どうしても反対せざるを得ない点があった。それは、この補償打切りの損害を、そのまま銀行に及ぼし、したがって預金者の預金を打切る結果になることであった。預金者に、かく不安を与え、銀行を困難に陥れ

たら、さらぬだに容易ならざる日本の経済復興を、ますますむずかしくする。いわんや預金者には何の罪もないのに、銀行により預金者の受ける損害率を異にするのは、公正の見地からいっても不当である。私は、これを財産税によって処理しようと考えた。」

そこで六月三日、湛山はマーケットによりこの問題の担当責任者に指名されたルカウント (Walter LeCount) 財政顧問 (のち財政課長) を訪ね、「(課税案ヲ) 今直ニ実行スルニ於テハ経済界、金融界ニ混乱ヲ惹起スル虞アリ、準備ノ為時日 (少ク共二、三カ月) ヲ要ス」と申し入れた。これに対してルカウントらは、財界はすでに補償打ち切りの議論を聞いているので、その未決定であることに不安をもっているのだから早く発表した方がかえって生産を促進するのだと応酬し、また生産資金供給のためには別途の復興金融会社案を用意している旨言明した。さらに湛山が、「補償打ち切りを発表する場合は、銀行も企業もモラトリアム (支払い停止) を必要とするであろう」と述べると、「その必要は認めぬ」と斥け、「病人をこれ以上放置すると悪化する一方であるから、医師の急速な処置が必要だ」とルカウントが迫った。そこで同席した渡辺武大蔵省終戦連絡部長が、「手術の途中で心臓が止まらぬよう万全の用意は少なくとも必要であろう」と反駁する一場があった。⁽⁹⁾

以後湛山は相次いで関係閣僚会議に臨み、ESS側の方針を説明したが、容易に結論が得られなかった。そこで湛山は自ら筆をとって回答草案を書き、同月一三日の閣議で原則的承認を得た。その主眼点は、「会社に対する補償打ち切りは、大体において司令部案 (課税率) を受け入れる。しかし平和産業に必要な事業の資本金は、ある程度残すこと、また損害を直接金融機関に及ぼさずに、財産税で処理すること、付帯条件として食糧の輸入と占領費の削減を要請することであった。⁽¹⁰⁾ 同月一七日、湛山は渡辺部長とともにルカウントに面会し、日本側対案を提示した。これに対してESS側は「ナイフの使い方が十分ではない」と批評し、ルカウントは二〇日に日本側対案を正式に拒否した。ただしESSは原案を多少緩和した妥協案を提示して、五日以内に諾否を返答するよう求めた。湛山とすれば、この

妥協案はごく抹消的な問題を緩和したにすぎず、肝心の日本側の要望、すなわち銀行預金への直接被害を及ぼさないということを一顧だにしていなかった。⁽¹¹⁾

翌二一日、湛山は閣議で補償問題の経過を報告したところ、閣僚の間ではGHQ側の妥協案を受諾困難とする空気が強く、幣原國務相も「このひざ屈すれば再び伸びず」と強硬論を支持した。そこで湛山および大蔵省側は、①戦争保険個人分の支払い限度を七万五千円とする、②預金は全額を保証する、③国債利子を非課税とする（GHQ側対案では国債利子七一パーセント課税）、との再度の対案を作成し、二六日にルカウントに提出した。⁽¹²⁾同時に吉田首相に対して、参謀長ミュラー（Paul J. Mueller）少将宛書翰の发出を依頼し、同参謀長を介してマッカーサーに補償問題を再考するよう促した。その際湛山は、有力なる専門家のミッションを米国より派遣してもらいたいと要請した。⁽¹³⁾さらに湛山は野党の社会党および協同民主党幹部とも会談し、補償問題について諒承を得るとともに、板倉卓造時事新報社長に面会し、同様に政府への支援を要請して快諾を得た。⁽¹⁴⁾

果たして七月二日、ESS局長代理ライダー（William T. Ryder）大佐（マーカット局長は母親の病気のため帰国中）に求められて湛山と渡辺部長が出向くと、ほとんど最後通牒的な書類が提示された。その内容は、①戦時補償の一〇〇パーセント課税を実施すること、②すべての銀行預金を政府が保証することは戦時補償一〇〇パーセント課税の効果を無にするものだから実行し難い。ただし一万五千円までの預金を保証することにはあえて反対しない。③財産税に關しては、総財産中五万円までを免税することには反対しない、というものであった。そしてGHQの目的は、不安定状態を脱する見通しをつけ、日本財政の基礎を確実にし、戦争は引き合わないものであることを明らかにすることの三点にあると述べた。さらにGHQとしては、この課税案を蔵相が国会に提出する場合、日本政府案として提出してもよいし、あるいは自分は反対であるが最高司令官に押し付けられた旨公表してもよいとつけ加えた。これに對して湛山は、「大蔵大臣としての回答は明日出すが、一経済学者として見ると司令部案はなっていない」といい放つて、

会見を終わった。⁽¹⁵⁾

翌三日、湛山はライダーに面会し、GHQの妥協案はそのままでは呑めないの、「イエスともノーともいえぬ」旨回答し、八日には書面で返事を延ばすことの了解を求めた。この間、吉田首相を介してマッカーサーへ、本件をマークト局長の帰国まで延期してほしいと申し入れた。この一週間は、湛山としては日本側対案の作成に要した日時であったが、GHQ側には湛山ら日本側の糊塗遷延と映った。⁽¹⁶⁾ 帰国したマークトは、予想に反して補償問題が未解決であることを知り、九日、白洲次郎中央終戦連絡事務局（CLO）次長を招き、課税案が遷延を重ねていることについて強硬に問責した。同時に湛山には電話で、明朝国会にて吉田首相とともに面会したいと伝えた。⁽¹⁷⁾

翌一〇日、院内総理室でマークト、ライダー、ファイン（Sherwood Fine）顧問らESS首脳と湛山、幣原国務相らとの会談が行われた。席上マークトは「非常な勢いで湛山に食ってかかり」、「課税案の遷延は故意の懈怠か現状温存の意思としか思われぬ、二四時間以内に明答を望む」と強硬な申し入れを行った。かくして翌朝、湛山はマークトに面会したが、湛山が依然日本案（大臣案）を主張すると、「先方ハ預金課税案ヲ含ム大臣案ヲ否定、極メテ強硬ナル態度ヲ示」すにいたった。そして一二日午前、湛山がマークトに対し、GHQ案を実行する場合は指令の発出以外にないと言ったところ、マークトは「大ニ立腹シ指令ヲモラッテ事務的に処理スルトイフモ右ハ責任ヲ回避シ熱意ヲ示サヌコトナリ不愉快デアル」と憤慨して、湛山とは握手をしないほどであった。⁽¹⁸⁾ マークトがホイットニ―GS局長に電話を入れて湛山の追放を求めたのは、この会談の終了時であったと思われる。⁽¹⁹⁾ 湛山追放の実質的な動きはこの時点から本格化したのである。湛山自身はどのようなGHQ上層部の動向を知るはずもなかった。

結局湛山は吉田首相に対して辞意を表明したが留意され、マッカーサーへ文書を提出して裁決を仰ぐということになった。原文は湛山が書き、吉田首相名で一五日に発信した。⁽²⁰⁾ そのような折に新聞記者マーク・ゲイン（Mark Gayn）が、いわゆる特ダネ記事として、日本側が戦時補償打ち切りを躊躇してGHQに指令発出を希望したこと、指令発出は

用意完了したが、吉田内閣が新憲法を議会において通過成立させるまでは発出できない旨報道したため、この問題はいつそう世間の耳目を集めた。⁽²¹⁾

果たして二二日、マッカーサーの吉田書簡に対する回答が吉田首相宛に届けられた。それによれば、①預金保証限度は原案（課税案）通り一ロ一万五千円とする、②戦時保険（個人戦保）は免除の限度を五万円まで引き上げを認める、③企業戦時保険の免税は認めない、④国債利子課税案は撤廃するとし、これを指令発出を待たずに日本側の発意で議会に提出するよう要求していた。このマッカーサー裁断にいたって、日本政府はGHQ側最終案の実行を余儀なくされたわけである。⁽²²⁾

以上、五月三十一日の「課税案」提起から七月二二日の「マッカーサー書簡」にいたる第一期は、GHQ側の要求に対して湛山が終始抵抗した二カ月であったが、最終的に日本側は押し切られる形となった。これに続く第二期は、日本側が巻返しに転じた一カ月といえる。すなわち、湛山はあくまで指令発出をGHQ側に要求する姿勢を変えなかったが、日本政府は指令発出を断念し、関係法案を作成してその中に日本政府の希望を挿入することに決定した。かくして二四日、湛山はマーカーカットに対してGHQの最終案を忠実に実行すべき旨回答し、今後の事務進行の打合せをして「和ヤカニ手打ち」となった。⁽²³⁾

この間大蔵省では、戦時補償打切りの場合に備えて取るべき措置を検討していた。のちに成立する「会社経理応急措置法」と「金融機関経理応急措置法」がそれである。湛山はこれら緊急措置に先立ち、金融業者や衆議院、貴族院の各派代表者、大阪実業家有志などと相次いで会見し、戦時補償打切り案実施についての経緯を説明して了解を求めた。また七月三十一日には日本興業銀行に復興金融を開始させる旨発表し、金融緊急措置令施行規則の一部改正を明らかにした。更に八月一二日夜、湛山は「経済界の整備と将来の希望」と題するラジオ放送を行い、国民一般の理解を訴えると同時に、内閣および大蔵省からも臨時的声明を出すこととなった。このような準備体制を敷いた上で、翌一

三日に前記の二法案を衆議院に提出し、共産党を除く全員賛成で即時可決された。続いて一四日には貴族院でも即時可決され、二法案は無事成立した。⁽²⁴⁾

かくして最終段階を迎えた。すでに七月下旬以降、大蔵省はESSと補償打ち切りの範囲などについて詳細に及ぶ交渉を行ったが、予想以上に難航した。その結果、再び湛山に対するESS側の反感が強まった。⁽²⁵⁾ただしマッカーサー側としては、「憲法が国会を通過するまでは、「あまり一挙にいろんな改革をやる」とこの反動的な吉田内閣が転覆してしまうのではないかという恐れから、多くのことが引き延ばしにあってゐる」のであった。⁽²⁶⁾そのため、吉田内閣の主要閣僚である湛山をその地位から放逐するわけにはいかなかった。そこでマッカーサーはESS首脳は、再度日本側に政治的圧迫を加えた。GHQ側が補償課税の場合に遵守すべきテン・ポイントを提出したことはその一例といえる。実際それらはマッカーサー書簡には記載されていなかった内容であった。

以上のような経緯の末、日本政府が戦時補償打ち切りに関する六法案を衆議院に提出したのは、九月二八日のことであつた。つまり、マッカーサー書簡が発出されてから二カ月を要したわけである。この場合においても政府は議会通過を早めたいとの意向から、二四、二五日の両日、衆議院と貴族院の各派代表を招いて懇談し、理解を求めた。また二八日の本会議は、事前の打合せにより、吉田首相と膳佳之介國務相との簡単な説明だけで直ちに散会し、予算委員室にて全員の懇談会を開催した。その折、湛山と膳國務相が戦時補償打ち切りに関する法案の立法経過とGHQとの交渉過程を詳細に報告したが、湛山は感極まって落涙し、参加者を感動させることとなった。かくして六法案および財産税は一〇月六日に衆議院、一日には貴族院をそれぞれ通過し、「戦時補償特別措置法」⁽²⁷⁾が成立した。五月三一日にマッカーサーが「課税案」を提示してから四カ月半後のことである。

さて、同特別措置法がいざ実施されてみると、皮肉にも、湛山らが憂慮したような事態は起こらなかった。一つの理由としては、大蔵省側の精力的な対応の効果があげられるが、それ以上に大きな理由はいわゆるインフレの進行で

あり、金額的に補償打切りから受ける経済界の打撃を減じたからであった。⁽²⁸⁾ ESSやGSでは、湛山が意図的にインフレを拡大したと認めて反感を強め、そのため湛山追放の実施は動かし難いものとなった。⁽²⁹⁾

(1) 軍需補償打切り問題ともいう。戦時中日本政府は国家総動員法、軍需会社法等の法令に基づき、多数の軍需企業に対して生産設備の建設あるいは軍需品の生産等を命じ、軍需生産の増強を図った。しかも右の命令を履行したため企業が損失を蒙ることがあった場合、政府は法令に従って損失を補償する旨公約していた。ところが敗戦のため、これらの軍需企業や、企業に融資していた銀行は大きな損失を被ることとなった。政府が民間に対して損失補償を要する金額は、総計で九〇〇億円を超過する勘定であった。そのためこの処理が大きな経済的社会的問題となった。——前掲書『昭和財政史一七資料(1)』六七四—六七五頁。また渡辺武著『占領下の日本財政覚え書』(日本経済新聞社一九六六年刊)三二頁参照。

(2) 当時大蔵省主税局国税第一課長兼第三課長であった前尾繁三郎は、著書『政の心』(毎日新聞社一九七四年刊)の中で、『元来、終戦以前の日本の租税制度は全く、ドイツ法流の考え方であったが、総司令部側は英米法流の考え方であるから、つねに法人に対する考え方などに食い違いがあった。それでも、とにかく総司令部と妥協がついて、『一九四五年』十一月の中旬には「戦時利得の排除および財政の再建に関する指令」が出て、個人財政税五〇〇億円、法人財政税二〇〇億円、個人財政増加税二五〇億円、法人戦時利得税五〇億円、合計財政税総額一〇〇〇億円の徴収が決まった」(一九四頁)と論じている。

(3) 大内兵衛著『戦後日本財政の歩んだ道』(時事通信社一九五〇年刊)五一〇頁、前掲書『経済学五十年』三三八頁参照。

(4) 中村隆英『SCAPと日本—占領期の経済政策形成—』(同編『占領期日本の経済と政治』東京大学出版会一九七九年刊所収)八一—九頁。

(5) 前掲書『政の心』一九五頁。

(6) 前掲書『湛山回想』二〇六頁、前掲『蔵相時代を振り返って』三二頁、前掲書『占領下の日本財政覚え書』三二二頁参照。

(7) 前掲書『占領下の日本財政覚え書』三二頁、前掲書『渡辺武日記』五一—六頁、前掲『蔵相時代を振り返って』三二二頁参照。

(8) 前掲書『湛山回想』三二五—三二六頁。

(9) 前掲書『渡辺武日記』六頁、前掲書『占領下の日本財政覚え書』三三頁。

- (10) 前掲書『渡辺武日記』八―九頁、前掲書『占領下の日本財政覚え書』三三―三四頁、前掲書『回想十年』第四卷一八四―一八五頁参照。
- (11) 前掲「蔵相時代を振り返って④」三二頁、前掲書『占領下の日本財政覚え書』三四頁、前掲書『渡辺武日記』一一―一四頁参照。
- (12) 前掲書『湛山日記』一二八頁、前掲書『占領下の日本財政覚え書』三四頁、前掲書『渡辺武日記』一四―一五頁参照。
- (13) 湛山はその理由について、「マーカットにしてもルカウントにしても、あるいはその他の若い人たちにしても、自分たちはえらい者のようにばかり思っていて、何もわからない。こういう人たちと相談しては事務的な話ばかりで、……とても話ができぬから、ちょうどその時分教育ミッションが来ましたが、経済のほうにも、有力なミッションを送ってもらい、これと、日本の経済全体の建て直しについて話し会いたいと思ったのです」と述べている。――前掲「蔵相時代を振り返って④」三二―三三頁。
- (14) 前掲書『湛山日記』一二八―一二九頁。
- (15) 前掲「蔵相時代を振り返って④」三三―三四頁、前掲書『占領下の日本財政覚え書』三四―三五頁参照。
- (16) G S 文書 #20. Appendix I - Mr. Ishibashi's Obstructionism on Extraordinary Tax Legislation (No date) 参照。
- (17) 前掲書『湛山日記』一三一―一三二頁、前掲「蔵相時代を振り返って④」三四頁、前掲書『渡辺武日記』一七一―一八頁、前掲書『占領下の日本財政覚え書』三五頁参照。
- (18) 前掲書『湛山日記』一三二―一三三頁、前掲「蔵相時代を振り返って④」三四―三五頁、前掲書『渡辺武日記』一八―一九頁参照。
- (19) マーカット局長の副官としてこの場を目撃した日系二世の Cappy Harada 氏の証言。同氏によれば、マーカットは本来温厚で忍耐強い性格であり、またバージ自体に反対であったが、ただし湛山に関しては例外的にその追放を終始強硬に主張したという。
- (20) その二日前、吉田は湛山の書いた原文をウィロビーに見せ、修正してもらった。マッカーサーの了解を得やすくなるための配慮であった。しかし湛山はその修正文を、趣旨が違っているため再修正し、マッカーサーに発信した。――前掲「蔵相時代を振り返って④」三五頁。ただし前掲書『湛山日記』七月一日日には「午後二時頃首相訪、用談若干」とのみ記されている。前掲書『占領下の日本財政覚え書』三五頁参照。

- (21) 前掲書『渡辺武日記』二二頁。
- (22) 同右書二二頁、前掲書『占領下の日本財政覚え書』三六頁。
- (23) 前掲書『渡辺武日記』二二頁、前掲書『占領下の日本財政覚え書』三六―三七頁。
- (24) 前掲書『湛山日記』一三六―一四二頁、前掲『蔵相時代を振り返って④』三五―三六頁参照。
- (25) 前掲書『湛山日記』九月九日に、「GHQにて予に対する反感甚だしと伝ふ、事実なりとすれば米国人等の疑惑馬鹿馬鹿しき事なり」、同月一二日には、「GHQ経済科学局が予に対して大に反感を抱くとのこと、誤解も甚だし、誤れる印象を与へたる交渉にも手落ちあるものと思はる」とある。また前掲書『渡辺武日記』二二―三七頁参照。
- (26) 前掲書『ビッソン日本占領回想記』一〇五頁。
- (27) 前掲書『湛山日記』一五〇―一五二頁、前掲『蔵相時代を振り返って④』三七頁参照。後年自由党の辻寛一代議士はこの時の模様を「石橋蔵相涙の一曲」という自作自演の浪曲にした。――足立利昭「石橋湛山散り際あざやか也」（月刊『自由民主』一九八二年六月号所収）。
- (28) 前掲書『湛山回想』三二六―三二七頁参照。
- (29) GS文書 #20, Appendix I - Mr. Ishibashi's Obstructionism on Extraordinary Tax Legislation (No date) 44-45 Check Sheet from ESS to GS - Removal from Office of Finance Minister Tanzan Ishibashi (1 May 1947) 参照。